

川崎市と川崎フロンターレが実施する持続可能な開発目標（SDGs）の推進に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社川崎フロンターレ（以下「乙」という。）は、相互に連携、協力し、スポーツを通じて社会、経済、環境の課題解決に取り組むことで、持続可能な開発目標（SDGs。以下、「SDGs」という。）の達成に向けた取組を推進することを目的に、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、次の事項について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）スポーツを通じた社会、経済、環境の課題解決に関すること。
- （2）SDGsの推進及び達成に向けた連携・協力実施に関すること。
- （3）その他、本協定の目標達成のために必要な事項に関すること。

2 前項各号の詳細及び具体的事項等については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（役割）

第2条 前条の事項を実施するにあたり、甲、乙の役割は次のとおりとする。

- （1）乙は、前条に定める事項について、甲の協力・支援を得て実施する。
- （2）甲は、前条に定める事項について、乙に協力・支援する。
- （3）前条に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙が解約の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出た場合は、解約予定日の1か月前までに書面により通知し、甲、乙が協議の上、この協定の解約ができるものとする。

なお、解約後、甲、乙はこの協定に伴う一切の債権債務を負わないものとする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙が協議の上、変更を行

うものとし、その内容は別途書面により定めるものとする。

(疑義の決定)

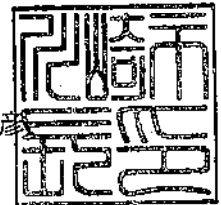
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月7日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川 崎 市 長 福 田 紀 彦



乙 川崎市高津区末長4丁目8番52号

株式会社川崎フロンターレ

代表取締役社長 吉 田 明 彦

